

川崎区思春期問題対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校又は引きこもりの状態にある思春期の子どもを持つ家庭に対して、支援を行うことを目的とする思春期問題対策事業（以下「事業」という。）について、円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、川崎区内に在住する概ね7歳から20歳未満の子ども及びその保護者とする。

(事業内容)

第3条 事業は、次に掲げる施設、会及び会議を運営する。

- (1) こどもサポート旭町
- (2) 不登校児等保護者の会
- (3) 個別検討会議

(実施主体)

第4条 事業は、川崎市が実施する。ただし、前条第1号に規定する施設については、適切な運営の確保ができる法人等に委託することができる。

(こどもサポート旭町)

第5条 第3条第1号に規定する施設は、別表1のとおりとする。

(こどもサポート旭町の運営)

第6条 第4条の規定に基づいて、こどもサポート旭町の運営を受託した法人（以下「受託法人」という。）は、こどもサポート旭町の運営に従事する指導員を3名以上配置するものとし、利用者の安全確保に十分配慮しなければならない。

- 2 前項に規定する指導員は、児童福祉の増進に熱意を有し、教員免許等を有する者で、障害又は障害の疑いのある子ども及びその保護者に対し、適切な指導を行う能力を有する者でなければならない。

(こどもサポート旭町の利用)

第7条 こどもサポート旭町を利用しようとする子ども及びその保護者は、あらかじめ市に相談し、こどもサポート旭町を見学したのち、「こどもサポート旭町利用申込書及び同意書」(様式第1号)により川崎区長(以下「区長」という。)に申込まなければならない。

- 2 区長は、前項の申込を受けたときは、利用の承認・不承認を「こどもサポート旭町利用承認・不承認通知書」(様式第2号)により保護者に通知する。
- 3 区長は、前項の規定により利用の承認を決定した場合は、「こどもサポート旭町 登録通知書」(様式第3号)により、子どもが学籍を置く学校長宛に通知する。
- 4 利用の承認を受けた子どもが利用の変更又は中止をする場合は、「こどもサポート旭町利用変更・中止申出書」(様式第4号)により区長へ申出るものとする。
- 5 こどもサポート旭町の利用は、無料とする。ただし、事業において必要な費用のうち、食材料費等の実費相当額を負担するものとする。

(こどもサポート旭町の実施報告)

第8条 受託法人は、「こどもサポート旭町実施報告書」(様式第5号)及び「こどもサポート旭町出席状況報告」(様式第6号)により、毎月翌月15日までに区長に報告するものとする。ただし、中学校卒業以降の子どもについては、「こどもサポート旭町出席状況報告書」(様式第6号の2)により区長に報告するものとする。

- 2 区長は、出席状況報告書をもって、当該子どもが学籍を置く学校長宛に情報提供を行うものとする。

(こどもサポート旭町の緊急時対応)

第9条 受託法人の指導員は、災害や緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者及び区長へ連絡をするとともに、必要な措置を講じなければならない。

(不登校児等保護者の会)

第10条 第3条第2号に規定する不登校保護者の会は、年4回から6回程度開催するものとする。ただし、不登校児等の保護者の状況等に応じて変更することができる。

2 不登校保護者の会の進行は、不登校や引きこもり等の支援者、臨床心理士、又は医師等による指導・助言を得ながら行うものとする。

(個別検討会議)

第11条 第3条第3号に規定する個別検討会議は、事例検討を中心とする事例検討会のほか、不登校や引きこもり等の支援に関する職員の資質や支援能力の向上を図る事業を実施する。

2 個別検討会議を実施するにあたり、不登校やひきこもり等の相談業務の知識や経験の深い者、又は高度専門知識をもつ学識者等による指導・助言を受けらるものとする。

3 個別検討会議の出席者は、別表2に定める者とし、必要に応じて変更することができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、区長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

名 称	住 所	開設日	開設時間
こどもサポート旭町	川崎区旭町2-1-5 旭町こども文化センター内	月曜 火曜 水曜 木曜	10:00~16:00

注) 祝日及びこども文化センターの休館日は開設しない。

別表2（第11条関係）

川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
所長
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域ケア推進課
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域支援課
川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
学校・地域連携
大師地区健康福祉ステーション
田島地区健康福祉ステーション

こどもサポート旭町利用申込書

ふりがな

子どもの氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 才)

学校名 _____ 第 _____ 学年 _____ 組

住所 _____ 電話 (_____)

保護者氏名 _____ 緊急時連絡先 (_____)

(同意書)

川崎区長様

私は、子どもが学籍を置く学校長へ、こどもサポート旭町の出席状況報告書を
情報提供し、出席扱いとして依頼することに同意します。また、収集した個人情報
は、相談に関わる関係機関の中で、必要事項について情報共有を行うことに同意し
ます。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 (自署) _____

様式第2号

こどもサポート旭町 利用承認・不承認通知書

年 月 日

_____様

川 崎 区 長

平成 年 月付けで申込みのあったこどもサポート旭町の利用
申し込みについて、次のとおり通知します。

施設名	こどもサポート旭町
申請者氏名	
児童・生徒氏名	
承認・不承認理由	

こどもサポート旭町 登録通知書

年 月 日

川崎市立 _____ 学校長 様

川 崎 区 長

貴校の児童・生徒について、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付で、次のとおり登録いたしましたので通知いたします。毎月出席状況報告書を送付いたしますので、学校の出席日数にも反映していただきますよう御配慮をお願いいたします。

施設名	こどもサポート旭町
申請者氏名	
児童・生徒氏名	

様式第4号

こどもサポート旭町利用変更・中止申出書

年 月 日

(あて先)

川 崎 区 長

住所

保護者

氏名

次のとおり、こどもサポート旭町の利用を変更・中止します。

施設名	こどもサポート旭町
児童・生徒氏名	
変更・中止の内容	
変更・中止年月日	年 月 日

様式第6号の2

こどもサポート旭町 出席状況報告（中学校卒業以降）

学 校 名		第 学年 組
生徒氏名		出席日数 _____ 日
活動状況		

学 校 名		第 学年 組
生徒氏名		出席日数 _____ 日
活動状況		

学 校 名		第 学年 組
生徒氏名		出席日数 _____ 日
活動状況		

学 校 名		第 学年 組
生徒氏名		出席日数 _____ 日
活動状況		

学 校 名		第 学年 組
生徒氏名		出席日数 _____ 日
活動状況		

報告者 _____ 印